# 太平洋島嶼国国民に対する数次査証（ビザ）申請手続の概要

※商用目的／文化人・知識人等の方は以下で御確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100584205.pdf

太平洋島嶼国(キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル及びミクロネシア)の国民に対する数次有効の短期滞在査証(滞在期間：最長３０日、査証の有効期間：最長３年)を申請する際の手続きの概要は以下のとおりです。なお、本数次査証は、観光、商用、親族訪問等の目的が対象であり、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。

１　申請できる方

ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券を所持し、かつ、数次査証の発給を希望する上記島嶼国国民であって、次のいずれかに該当する者

(１)過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり(注)、経費支弁能力を有する者。

(注)「海外まき網漁船オブザーバー」及び「はえ縄漁船等に乗船するオブザーバー」としての渡航歴は含まれません。

(２)「一定の経済力」を有する者。

(３)(２)の者の配偶者及び／又は子

２　提出書類

(１)過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴を有する者(上記１(１))

(ア)査証申請書(写真貼付)

(イ)旅券(ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券に限る。)

(ウ)過去３年以内に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴が確認できる現有旅券或いは旧旅券

(エ)申請人又はその扶養者の所得証明書若しくは預金通帳、納税証明書

(オ)数次の渡航目的を説明する資料

(２)「一定の経済力」を有する者(上記１(２))

(ア)査証申請書(写真添付)

(イ)旅券(ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券に限る。)

(ウ)申請人の預金通帳又は預金残高証明書等、年収又は資産を証明する資料(その他、株の配当金証明書、年金証書、

退職金証明書、遺産相続証明書、賃貸借契約書、土地登記書、不動産権利書等を提出いただくこともあります。)

(エ)数次の渡航目的を証明する資料

(３)１(２)に該当する「一定の経済力」を有する者の配偶者及び／又は子(上記１(３))

(ア)査証申請書(写真添付)

(イ)旅券(ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券に限る。)

(ウ)１(２)の者と家族(配偶者及び／又は子)であることを証明する資料

(エ)(１(２)の者とは別に査証申請する場合)扶養者の年収・資産等を証明する資料。なお、扶養者が短期滞在数次査証の発給を受けている場合には、扶養者の旅券写し(身分事項及び我が国の短期滞在数次査証ページ)を提出してください。

(オ)数次の渡航目的を説明する資料

なお、査証審査上必要な場合には、追加資料を求めることがあります。

3 その他審査の結果、一次有効の査証を発給する場合があります。